



パート従業員

れます。正社員やパートタイマー、臨時雇いなどの雇用形態に関係なく、1人でも労働者を雇用した場合、全て適用事業となり、加入手続きが必要になります。

Q

1人だけの個人

雇用保険は加入対象

事業主です。社会保険には加入しなくていいようですが、労働保険への加入は必要と聞きました。加入手続きについて教えてください。

A

労働保険とは

要です。

労働保険と雇用

加入手続きは管轄の

保険とを総称した制度のことです。

労働基準監督署に「保険関係成立届」を提出

労働保険は原則として労働者を雇用している全ての事業に適用さ

また「概算保険料申告書」を作成して保険料の申告・納付をし

労働保険加入手続きはどうする

す。

概算保険料の額は保険関係が成立した年度に、労働者に支払う賃金総額の見込み額に事業別の保険料率を乗じた額になります。

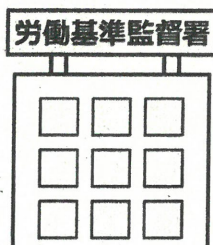
被保険者資格取得届を提出します。

なお、労働保険の適用事業所は毎年6月1日から7月10日までの間に、労働保険年度更新手続きを行う必要が

他に雇用保険加入該あり、前年度保険料の

当者がいる場合には、精算手続きと新年度保険料の概算納付の手続

「雇用保険適用事業所」と「雇用保険



加入の手続きへ

まずは…

